



# アカウントビリティの「開かれ」－会計をめぐる暴力と解放の視点から－

中澤, 優介

---

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2016-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6286号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006286>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 論文内容の要旨

本論文は、管理や統治のための方法であり、規範や制度に根拠を持つ、会計という手段に依拠してアカウントビリティを履行することの問題点を、暴力批判の観点から論じたものである。

本論文では、アカウントビリティを「レジーム」という考え方で捉え、アカウントビリティを三つの要素(①アカウントビリティを履行する側、②アカウントビリティを履行される側、③アカウントビリティを履行する手段)から構成されるものとして、考察を行っている。このようにアカウントビリティを捉えたうえで、本論文では説明を行う個人が会計制度や規範、法律などによって、特定の固定的なアカウントビリティ・レジームに縛り付けられるということによって生じる暴力性に対する批判を展開する。

本論文では、第1章で暴力論を巡る著者の問題意識を述べ、第2章ではこれまでの会計学領域におけるアカウントビリティ研究を概括し、研究の展開可能性や本論文の位置づけを明らかにしている。続く第3章および第4章では、アカウントビリティの履行手段としての会計によってもたらされる暴力とはどのようなものなのかに関する詳細な検討と、その暴力の緩和・解放の方法についての考察を行っている。第3章では、アカウントビリティの履行手段として会計が規定されたときに生じる暴力を、レジームの三つの要素のそれぞれに関して詳細に検討している。第4章では、アカウントビリティ・レジームにおける暴力の解放・緩和の方法として、intelligent accountability および counterability というアカウントビリティの新しい概念を検討し、そこで示される暴力緩和の方策について検討していた。さらに、この counterability という概念において示される考えを敷衍して導き出される「アカウントビリティの脱構築」についても考察を行っている。本論文においてはこの脱構築という考えに基づき、アカウントビリティをめぐる暴力を緩和・解放するための方法として、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」を提唱し、このような「開かれ」が実践において実現するためには、「制度化させないための制度」が必要であるということを示している。そしてこれらの知見をもとに、第5章では、岩手県にある一関市国保藤沢病院によって地域住民に対して実施されている「ナイトスクール」という対話活動の事例をもとに、アカウントビリティ・レジームの「開かれ」について分析を行い、アカウントビリティの暴力性の緩和としての「開かれ」の可能性を論じている。

## 学位論文審査要旨

氏名 中澤 優介

論題 アカウントビリティの「開かれ」  
—会計をめぐる暴力と解放の視点から—

審査 平成27年3月

神戸大学

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、アカウントビリティの暴力性について、W・ベンヤミン、J・デリダ、J・バトラーらの哲学的パースペクティブを援用して、アカウントビリティの暴力性批判の視点を構築し、その緩和の方向性として「開かれ」の可能性を指摘し、その実践例を示した論文である。その学術的貢献は以下の3点にまとめられる。

第一の貢献は、アカウントビリティの限界を暴力論の系譜に位置付けたことである。本論文で問題とされる暴力とは肉体的な暴力ではなく、管理や統治に伴う人間の内面に対する暴力であり、人間社会に普遍的存在する規範的な圧力として、倫理的暴力と総称されるものである。これまでのアカウントビリティ論では、アカウントビリティの形式化や儀式化のような位置づけはされてきたものの、本格的に暴力論のパースペクティブから位置付けた論稿はなく、ここに第一の貢献がある。

第二の貢献は、アカウントビリティの暴力性を緩和・克服するための理論的根拠を、デリダの脱構築に求め、アカウントビリティの脱構築の理論的定式化に成功している点である。特に、O・オニールの「インテリジェント・アカウントビリティ」の議論を、アカウントビリティの脱構築の一例として位置づけ、その視点からの「アカウントビリティの開かれ」を分析する理論的根拠を示したことは、本論文の最大の貢献といってよい。さらに、アカウントビリティと制度の問題にも言及し、制度を固定化させない「制度化させないための制度」という視点を提供しているところも、今後の展開可能性がある。

第三の貢献は、このような「アカウントビリティの開かれ」の視点から、一関市国保藤沢病院の事例を分析し、そこに具体的な「アカウントビリティの開かれ」のケースを示していることである。本ケースは、「開かれ」のひとつの事例に過ぎないが、理論研究から導出された視点を実践で分析し、具体例を示していることは、理論と実践を架橋する可能性を示すものとして評価することができる。

このように本論文は、アカウントビリティの暴力性について、深い理論的考察と事例分析が行われており、そこで示された「アカウントビリティの開かれ」の可能性については、アカウントビリティ論の最先端の領域を切り開くものとして、学術的な貢献の高いものである。ただし、「アカウントビリティの開かれ」そのものについては、一つの事例が示されているだけであり、今後はより一層広範囲な領域での事例分析の蓄積が必要となるだろ

う。また、本論文は、アカウントビリティの暴力性の緩和の方法として、アカウントビリティ・レジームを固定化せない制度の可能性を追求しているが、その制度が孕む新たな暴力性の問題などについての考察も求められよう。ただし、このような課題は本研究主題の将来の可能性を示すもので、上記の本論文の学術的貢献を損なうものではない。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成27年3月6日

審査委員	主査	教授	國部 克彦
		教授	松尾 貴巳
		准教授	堀口 真司